

# 藤岡市千美文化芸術奨学金 市民対象の芸術系大学 返済不要の給付型奨学金

この奨学金制度は、市内で長く教員を務められたご夫婦からの寄附によって設立された藤岡市千美文化芸術奨学基金を原資とした給付型の奨学金制度です。この基金は、寄附者の意向により、芸術系大学において修学する学生を支援するための給付型奨学金のために活用します。

藤岡市千美文化芸術奨学金は、まとまった給付を行うことで、一時的に費用が必要な場合や学費、教材費、作品製作費、レッスン代など様々な用途に活用できるよう、文化芸術に真摯に向き合う学生を応援するものです。

## 給付金額

100万円 1人1回限り 返済不要

## 対象者・要件

- 日本国内にある芸術系大学へ令和7年4月に入学予定の人または在学中で新2年生から新4年生になる人
- 上記の者の生計維持者（原則父母）が市内に引き続き3年以上居住している人
- 大学での修学に対して目的意欲が明瞭であり、高い修学意欲と高い志を有している人

**注意！** 在学生を対象とするのは制度開始初年度である令和7年度のみで、令和8年度以降の募集では新入生のみが対象です。

## 申請期間

令和7年2月3日(月)から3月31日まで(月)

詳細な手続きは裏面へ

# この奨学金における芸術系大学とは

この奨学金において芸術系大学とは、自らが表現者となり独自の創造性や技術を駆使して芸術作品を生み出す分野を専攻する4年生大学をいいます。

音楽大学や美術大学、いくつかの学部がある総合大学の芸術学部と教育学部の音楽、美術専攻が対象です。所属する学部が芸術学部でなくても、専攻科目や履修内容によっては給付対象になる場合があります。

## 芸術系大学となる専攻分野の例

**音楽分野** 声楽・器楽・指揮・作曲・ピアノオルガン学・演奏学・音楽学など

**美術分野** 絵画・彫刻・日本画・西洋画・油絵画・造形学・デザイン学・グラフィックデザイン・工芸・デザイン工芸学など

**文化分野** 写真・映画学・演劇学・舞台芸術・アニメーション・ファッション造形学など

**教育分野** 教育学部音楽専攻・教育学部美術専攻

※通信制の大学はこの奨学金の給付対象になりません。

## <対象となるか不明な場合>

提出された申請書類（履修内容等）の内容により、藤岡市奨学資金運営委員会において対象となるかを決定します。ご希望に添えない場合もありますが、ご了承の上で申請してください。

## <注意事項>

申請書が提出されてから、入学する大学及び学部について変更があった場合には必ず教育総務課へご連絡ください。

給付決定を受けた際の大学及び学部と在学証明書の大学及び学部が異なる場合、奨学金は給付されません。

# 申請書類について

市ホームページ  
様式ダウンロードはこちら



<記入して提出するもの> 必ず本人が記入してください

1	奨学金給付申請書（様式第1号）	市ホームページからダウンロードできます。
2	小論文	「あなたが大学で修学する目的とあなたの描く将来像」 ①その分野を専攻した理由 ②大学で学ぶ目的 ③将来の夢、目指す未来の自分 1,000文字以上1,200文字以内 様式は市ホームページからダウンロードできます。
3	暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）	市ホームページからダウンロードできます。

<添付して提出するもの>

4	本人と生計維持者（原則父母）の世帯全員の住民票（本籍・続柄記載） ※本人と生計維持者（原則父母）の住所が違う場合はそれぞれの住民票が必要です。	住民票は藤岡市役所1回市民課または鬼石総合支所、コンビニ交付で取得できます。
5	【新入学生の場合】 入学する大学の合格通知書または入学の許可を証明する書類の写し 【在大学生の場合】 学生証の写しまたは在学証明書	合格した入学予定の大学から発行されたもの 学生証の場合は表と裏をコピーしてください。
6	大学の学部・学科・コース等の専門課程の履修内容が分かる書類	成績証明書・シラバス・カリキュラム表・履修計画表など
7	その他、教育委員会が必要とする書類	例えば、生計維持者との関係について戸籍謄本の提出をお願いする場合があります。

**生計維持者とは・・・原則、父母となります。**

詳しくは日本学生支援機構のホームページの「生計維持者について」をご覧ください。



# 審査・決定について

## <審査について>

奨学資金運営委員会において、奨学金給付申請書および添付資料に基づき、入学及び在学する学部、学科等が給付の対象となる専攻課程であるか、小論文について審議・選考します。

## <決定通知について>

令和7年4月末ごろに本人宛に「藤岡市千美文化芸術奨学金給付決定通知書」を送付します。

※決定通知書の発送前に審査結果をお伝えすることはできません。

# 給付決定後に提出する書類

決定通知書を受け取ったら、次の書類を提出してください。令和7年5月15日(木)までに提出した場合、6月10日ごろ振込予定です。

## □ 藤岡市千美文化芸術奨学金給付請求書

決定通知書と合わせて送付します。必要事項を記入して提出してください。

## □ 本人名義の通帳のコピー

請求書に記載された口座情報を確認するために必要です

## □ 在学証明書（4月1日以降に交付されたもの）

# 提出先・問い合わせ先

## (1) 提出先

藤岡市教育委員会 教育総務課 教育総務係

藤岡市総合学習センター 教育庁舎2階

TEL：0274-50-8211 / 藤岡市藤岡1485番地

## (2) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は申請期限日必着）

• 郵送料は申請者の負担となります。

• 普通郵便による提出が心配な方は、追跡可能な送付方法を利用してください。

• 期日には余裕を持って申請してください。

## (3) 申請期間・受付時間

令和7年2月3日(月)～3月31日(月)

平日の午前8時30分～午後5時15分